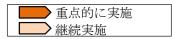
## 奄美大島行動計画



	宝饰	実	施時期	胡	水	象範	井		目標と	備考
事業項目	実施 主体	短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 地域	事業の内容	「評価指標」	(検討・評価機関)
1) 保護制度の適切な運用						- O 1 3	10.34			
1 奄美群島の国立公園指 定・管理	環境省				•	•	•	奄美大島のうち、世界遺産の価値の核心を成 す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は 適切に管理する。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	
2 奄美群島森林生態系保 護地域の管理	林野庁				•	•		奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全·管 理を行う。		奄美群島森林生態系保 護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県				•	•	•	国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適 切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
2) 希少種の保護・増殖							1			
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に 1 関する法律(種の保存 法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				•	•	•	絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存 法に基づく国内希少野生動植物として指定し、 国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保護 される。	
2 希少野生動植物保護条 例の運用	鹿児島県 各市町村				•	•	•	県及び市町村が制定している希少野生動植物 保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様 性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が 適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
3 保護増殖事業の継続実 施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				•	•	•	保護増殖事業の対象種 (アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ) について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。		奄美希少野生生物保護 増殖検討会
保護増殖事業の対象外 の希少種(ケナガネズ ミ、アマミトゲネズミ 等)の保護増殖の取組					•	•	•	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。	

事業項目	実施 実施 主体		施時期 中期		·象範[ 緩衝 地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
5 希少野生動物の交通事 故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			•	•	•	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が 発生しない状況を確保。	
6 アマミノクロウサギ等 の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各市町村			•	•		アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また,野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は,可能な限り死因を特定し,今後の対策に資する。	個体群の維持や、生態研究・飼育技	奄美希少野生生物保護 増殖検討会
7 密猟・盗採防止のため のパトロール	展児島県 各市町村 地元関係団体			•	•	•	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携 しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発 を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗 採が発生しない状況の確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
3)外来種による影響の排除	余 · 低減								
1 侵略的外来種への対策 の強化	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			•	•	•	既に定着している侵略的な外来種について、 侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い 種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定 着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集 する。また、定着を予防するため必要に応じて 対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性) への影響が大きいと考えられる外来種 による影響の排除・低減	
2 マングース対策の実施	環境省			•	•	•	希少種の捕食等により在来の生態系に大きな 影響を及ぼしているマングースの防除を行う。		奄美大島におけるマン グース防除事業検討会 及び防除等戦略会議
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			•	•		地域において,行政と民間が連携して,幅広い情報共有及び合意形成を行い,希少種生息域(森林内)のネコについて,捕獲,一時収容,譲渡等に関する一連の体制を整備し,排除を行う。	希少種生息域からネコを排除し,希 少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			•	•		飼い猫の遺棄・逸出の防止,不妊措置,所有者明示等の適正飼養や,飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。		奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村			•	•	•	食害により希少種を含む生態系への悪影響が 懸念されるノヤギの防除を行う。	奄美大島からのノヤギの完全排除。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会

事業項目 4)緩衝地帯や周辺地域に	実施 実施 主体 おける産業との	実施時期 短期 長期 長期	対象範題 推薦 緩衝 地帯	囲 周辺 地域	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1 生物多様性鹿児島県戦 1 略の運用			•	•	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や 施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確	
2 奄美大島生物多様性地 域戦略の運用	鹿児島県 各市町村		•	•	奄美大島における生物多様性の方向性や施策 展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確	奄美大島自然保護協議 会
3 生物多様性に配慮した 森林施業の実施	鹿児島県 各市町村			•	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の 森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保生と体業の経済性を同立した森林施業の手法の確立。 「本社管理手法の第字出記」本社管理	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
4 環境に配慮した公共事 業の実施	鹿児島県 各市町村		•	•	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
<ul><li>5)適正利用とエコツーリング</li><li>持続的観光マスタープランの策定</li></ul>	鹿児島県		• •	•	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	観光客の増加を見据えた受け入れ体	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		• •		世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	遺産価値の保全と利用者の体験の質 の確保。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会

事業項目	実施 主体	短期 中期	対象筆 推薦 緩復 地 地	<del></del>	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
3 環境負荷の低減に資す る施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村		•	•	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。  ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者の体験の質 の確保。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
4 奄美世界自然遺産トレ イル(仮称)の整備	鹿児島県 各市町村		•	•	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文 化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在 型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、 世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資す る。	者がリピーターとなって何度でも好み に応じて質の高い利用をする状況の創	电夹杆局世界日然退生
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		•	•	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	り、観光客が奄美大島の自然に満足 し、リピーターとなって何度でも来島	奄美群島エコツーリズ ム推進協議会
6 ガイドの育成 6) 地域社会の参加・協働に	鹿児島県 各市町村 地元関係団体		• •	•		質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピー ターとなって何度でも来島する状況の 創出。	
6) 地域在芸の参加・協働 生物多様性に配慮した 1 森林施業の実施【再 掲】	-よる保全官理 鹿児島県 各市町村			•	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森 林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理 手法に基づく施業実績】	他美群岛世界目然夏 <u>座</u> 经结地保令, 注用绘封

事業項目	実施 実体 主体	を時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		才象範 緩衝 地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
2 環境に配慮した公共事 業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村		•	•		世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	
3 域外住民、観光客等へ の情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		,	•	•	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界 遺産としての価値、利用上のルールなどの情報 を全国に発信し、奄美群島への理解を深めても らう。	ともに、環境配慮と両立した観光によ	
4 ゴミの不法投棄防止活 動等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			•		ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施 により、世界自然遺産の島である奄美大島の環 境美化を図る。		
5 普及啓発等を通じた住 民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			•	•	勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。		
6 奄美群島の自然と共生 してきた文化の継承	鹿児島県 各市町村 地元関係団体			•		奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	文化に誇りを持ち、次世代へ継続する	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			•		子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。		
7) 適切なモニタリングと情						各事業主体が実施したモニタリング結果、そ		
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村		•	•	•	の他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な 情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技 術が集約・蓄積され、保全・管理に活 用される。	

事業項目	実施 実施 主体	実施時期	対象範囲 相薦 緩衝 周辺	事業の内容	   目標と   評価指標】	┃ ┃   備考 ┃ (検討・評価機関)
	PT		地 地帯 地域		₹ ロー	